2027年
日本カート選手権規定

2022年 8月 2日制　　定
2023年 1月 1日施　　行
2023年 1月12日改　　正
2024年 1月 1日施　　行
2024年 7月26日制　　定
2024年11月28日改　　正
2025年 1月 1日施　　行
2025年 7月24日改　　正
2026年 1月 1日施　　行
2026年 7月23日制　　定
2027年 1月 1日施　　行

第１章　総　　則

第１条　目　　的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」と言う。）は2026年（以下「当該年」と言う。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。

第２条　日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

１．全日本選手権（Japanese Karting Championship）

２．地方選手権（Japanese Regional Karting Championship）

３．ジュニア選手権（Japanese Junior Karting Championship）

第３条　日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

１．全日本選手権

１）ＪＡＦにより承認されたシリーズ所管団体からの申請により、ＪＡＦが承認した部門で構成される。

２．地方選手権

地方選手権は第32条に基づきＪＡＦが承認した部門で構成される。

３．ジュニア選手権

ジュニア選手権は以下の２部門に区分する。

１）ジュニア部門

（１）ＪＡＦにより承認されたシリーズ所管団体の申請に基づき、ＪＡＦが承認したもの。

（２）上記以外のシリーズ。

２）ジュニアカデット部門

（１）ＪＡＦにより承認されたシリーズ所管団体の申請に基づき、ＪＡＦが承認したもの。

（２）上記以外のシリーズ。

第４条　日本選手権競技の走行距離または時間

１．選手権カートレースの最短／最長走行距離は次の通りとし、レースごとに競技会特別規則書で走行距離（以下「当初のカートレース距離」と言う。）を定める。

区　　分	部　門	走行距離または時間（各ヒートの合計）	
		最　短	最　長
全日本選手権	第３条１．１）に基づく部門	シリーズ所管団体からの申請に基づきJAFで承認する	シリーズ所管団体からの申請に基づきJAFで承認する
地方選手権	部門毎に定める		
ジュニア選手権	第３条３．１）（１）２）（２）に基づくジュニア／ジュニアカデット	シリーズ所管団体からの申請に基づきJAFで承認する	シリーズ所管団体からの申請に基づきJAFで承認する

２．競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前までに当初のカートレース距離を短縮することができる。

短縮された距離が前項に定める最短走行距離に満たない場合でも、選手権カートレースとして認定される。

第５条　選手権競技の成立要件

第３条に規定する部門毎にそれぞれ５台以上の車両の出走をもって成立とする。５台に満たない場合は、第６条に定める選手権得点は与えられない。

第６条　得点基準

日本カート選手権として認定された各競技会において、第３条に規定する部門毎に第２章全日本選手権、第３章地方選手権または第４章ジュニア選手権で定める基準により得点が与えられる。

第７条　選手権保持者の認定

ＪＡＦは第６条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。

複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

１．有効得点の中で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
２．上記１の回数も同一の場合、当該部門の最終戦で上位順位を得た者を 上位とする。
　なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。
３．上記１および２の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。
　例）２位が複数の場合：１位、２位、２位、４位

第８条　賞の授与

日本カート選手権保持者として認定された者に対して、ＪＡＦが別に定めた「ＪＡＦモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第９条　選手権の認定

全日本選手権は国内格式以上、地方選手権は準国内格式以上、ジュニア選手権競技会は準国内格式以上とし、夫々の選手権として申請された競技会の中からＪＡＦが認定したものに対してのみタイトルの使用が許可される。

ＪＡＦは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会を選手権から除外する場合がある。

第10条　カレンダー登録

日本カート選手権競技会のカレンダー登録は、別に定める「ＪＡＦカートカレンダー登録規定」による。

第11条　組織許可

ＪＡＦは、オーガナイザーが本規定およびＪＡＦによる付帯条件等を遵守することを条件として、日本カート選手権競技の組織許可を与える。

第12条　組織許可申請の手続き

日本カート選手権競技会のカレンダー登録が認められた者は、開催日の２ヶ月前までに所定の書式により当該競技会の組織許可申請書類をＪＡＦに提出すること。

第13条　参加者名簿のＪＡＦへの提出

オーガナイザーは、国内競技規則４－28に基づき競技会開催日の７日前までに参加者名簿の写しをＪＡＦに提出すること。

第14条　ＪＡＦオブザーバーの派遣

日本カート選手権競技会にはＪＡＦからオブザーバーを派遣する場合がある。

第15条　参加台数の制限

日本カート選手権競技会の参加台数は、当該競技開催場所のパドック、駐車場の面積によりＪＡＦが参加台数を制限する場合がある。

第16条　参加申込の拒否

オーガナイザーは、国内競技規則４－19に基づき、参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してＪＡＦに報告すること。

第17条　日本選手権競技の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、日本カート選手権競技会を延期または中止とする場合、開催予定日の２ヶ月前（天災地変またはこれに準ずる理由があるときを除く）までに、ＪＡＦに理由を付して届出を行い、承認を受けたうえ、必要な公示を行うこと。

正当な理由がなく、認定された日本選手権競技を中止または開催を行わなかったオーガナイザーに対しては、次年度の日本選手権競技の開催を認めない。

第18条　規則違反

１．日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、ＪＡＦは罰則を課する場合がある。
２．年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、ＪＡＦは当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第19条　本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合はＪＡＦがその処置を決定する。

第２章　全日本選手権

第20条　適用規則

全日本選手権競技は、ＪＡＦ国内カート競技規則とその細則、本規定、全日本カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第21条　競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「ＪＡＦ国内カート競技車両規則」の第２条に定める第１種競技車両に限定し、以下の通りとする。

１．第３条１．１）に定める部門：
　選手権統一規則にこれを定める。

２．エンジン及びタイヤ
　ＣＩＫ公認もしくはＪＡＦ公認・登録されたエンジンおよびタイヤを使用すること。

第22条　ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーの出場資格は、第３条１．１）に定める部門毎に設定され、選手権統一規則にこれを定める。

ただし、ドライバーは同一競技会で異なる部門への重複出場は認められない。

第23条　開催資格

全日本選手権を開催するオーガナイザーは、以下の条件を満たしていること。

１．第３条１．１）に定める選手権競技のカレンダーの申請は、シリーズ所管団体の承認を条件とする。

２．カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を５回以上（内１回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは公認カートコース団体とする。

第24条　開催場所

１．全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

２．ＯＫ部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

（１）全長：800m以上
（２）走路の幅員：７～12m
（３）スタート／フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上
（４）２つの走路区域の間：６m以上

第25条　申請と認定

１．全日本選手権は、原則として１コース１競技会開催とする。
　但し、異なる部門の競技会を同一コースで夫々１競技会ずつ開催することは認められる。

２．ＪＡＦは、各部門毎にシリーズ所管団体から申請された競技会の中から、２競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

第26条　審査委員会の認定

全日本選手権競技会における審査委員会は３名で構成し、審査委員長および審査委員１名はＪＡＦ派遣とする。

第27条　開催地域区分と競技の構成

１．第３条１．１）に定める部門：
　１）地域区分：設けない。
　２）競技の構成：１競技会２レース制、またはシリーズ所管団体からの申請に基づきＪＡＦが決定する。

第28条　得点基準

１．第３条１．１）に定める部門：
　以下を含め詳細は、当該部門の選手権統一規則に定める。
　①得点基準表
　②有効レース数

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

第29条　競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門１位の者が引き続き当該部門に参加する場合、当該選手権者に対して「１番」の競技番

号を与える。それ以外の番号については、参加者の希望により、ドライバーの実績等を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で１位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、あるいは使用を希望しない場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条　全日本選手権の成立

選手権は、当該年に各部門３レース以上開催されなければ成立しない。

第３章　地方選手権

第31条　適用規則

地方選手権競技は、ＪＡＦ国内カート競技規則とその細則、本規定および競技会特別規則が適用される。

第32条　競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、オーガナイザーからの申請に基づきＪＡＦが承認した技術規則に定める車両（ＦＰ－Ｊｒ、ＦＰ－Ｊｒ Cadets、Mini、EV Junior、EV Junior Cadetsを除く）とする。

第33条　ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

ジュニアＢドライバーライセンス以上の所持者（満13歳以上または当該年13歳になる者）とし、詳細はオーガナイザーからの申請に基づきＪＡＦが承認した競技規則に定めることとする。

ただし、ＦＣ、ＦＣ－２、ＫＺ１、ＫＺ２の各部門は、国内Ｂドライバーライセンス以上の所持者とする。

第34条　開催資格

地方選手権を開催するオーガナイザーは、下記のいずれかの条件を満たした加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

１．カレンダー登録申請時点で過去に単独で制限付格式以上の公認競技会を５回以上開催した実績を有する者。

２．上記１を満たしていない場合は、過去に全日本選手権競技会を３回以上開催した実績のあるクラブ若しくは団体との共催により開催することをＪＡＦが認めた場合。

３．その他ＪＡＦが特に認めた場合。

第35条　開催場所

地方選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

ＦＣ－２部門の開催場所については、第２種カートコース（準国内）に限定する。

第36条　申請と認定

ＪＡＦは、地方選手権として申請された競技会の中から、各シリーズ毎に３競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条　審査委員会の認定

地方選手権競技会における審査委員長は、オーガナイザーが「１級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しＪＡＦの承認を受けた者とする。なお、ＪＡＦが特に指名する場合もある。

他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をＪＡＦが承認する。

第38条　開催地域区分と競技の構成

１．地域区分：

北海道地方－北海道全域

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方：新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

２．競技の構成：

1）地方選手権は、１つまたは複数のカートコースにおいて１つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。

2）１つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、前項１の地域区分に限定されない。

3）構成する全オーガナイザーから申請されＪＡＦが認めた場合、全国のコースで開催されるラウンドシリーズを構成することができる。

第39条　得点基準

1．各シリーズの各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、出場台数に応じて下表ａの通り得点の対象となる順位が制限される。

2．ドライバーは、年間を通じて第38条の異なるシリーズに出場することができる。出場するシリーズ毎に第３条の２に規定する部門を任意に選択することができる。

3．ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第32条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表ａ（得点対象）

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	９位まで
34～35台	17位まで	16～17台	８位まで
32～33台	16位まで	14～15台	７位まで
30～31台	15位まで	12～13台	６位まで
28～29台	14位まで	10～11台	５位まで
26～27台	13位まで	８～９台	４位まで
24～25台	12位まで	５～７台	３位まで

得点基準は表ｂによる。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の75％（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

ただし、開催された競技会の合計数が５競技会に満たない場合は、開催されたシリーズ毎の当該部門競技会のレースのすべてが得点合計の対象となる。

表ｂ

順位	１位	２位	３位	４位	５位	６位	７位	８位	９位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	９点	８点	７点	６点	５点	４点	３点	２点	１点

第40条　競技番号の指定

前年の当該地域の地方選手権の各部門１位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。同競技番号は、シリーズ１位を得た地域ならびに当該部門でのみ使用が認められ、他地域ならびに他部門での使用は認められない。

なお、前年１位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号とする。

第41条　地方選手権の成立

選手権は、当該年度で各部門３レース以上開催されなければ成立しない。

第４章　ジュニア選手権

第42条　適用規則

ジュニア選手権競技は、ＪＡＦ国内カート競技規則とその細則、本規定、ジュニアカート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第43条　競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「ＪＡＦ国内カート 競技車両規則」の第１種競技車両に限定し、使用されるエンジンは各部門に より以下の通りとし、詳細は選手権統一規則に定める。

尚、各シリーズで使用するエンジン機種は各部門それぞれ１機種とする。但し、シリーズの各々の部門毎にエンジン機種が異なることを認める。

１．ジュニア部門：

パワーウエイトレシオ数値（ドライバー重量含む）が、4.0kg/ps から11.0kg/ps 以内のエンジン。

２．ジュニアカデット部門：

パワーウエイトレシオ数値（ドライバー重量含む）が、8.0kg/ps から 13.0kg/ps 以内のエンジン。

第44条　ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

１．ジュニア部門

１）ライセンス

ジュニアＢ、ジュニアＡ、国際Ｇライセンス所持者とする。

２）年齢制限

11歳（11歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満14歳に達しても国際Ｆライセンスを取得しなければ、また、満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア部門に出場することが認められる。

３）出場できるシリーズを重複することを認める。

２．ジュニアカデット部門

１）ライセンス

ジュニアＢ、ジュニアＡ、国際Ｇライセンス所持者とする。

２）年齢制限

８歳（８歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

３）出場できるシリーズを重複することを認める。

第45条　開催資格

１．第３条３．１）および２）に定める選手権競技のカレンダーの申請は、当該シリーズ所管団体の承認を条件とする。

２．ジュニア選手権を開催するオーガナイザーは、カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を５回以上（内１回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

第46条　開催場所

ジュニア選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

第47条　申請と認定

１．ジュニア選手権は、コースシリーズを除き、原則として１コース１競技会開催とする。

２．ＪＡＦはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、次の１）、２）の要件を満たすことを条件に各シリーズ毎に３競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

１）各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、使用されるエンジン機種が各部門で１種類に統一されること。

２）上記１）について、当該年の前年の11月20日までにＪＡＦに申請すること。

第48条　審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は３名で構成し、審査委員長および審査委員１名はＪＡＦ派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員会は２名以上で、審査委員長は、オーガナイザーが「１級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しＪＡＦの承認を受けた者とする。なお、ＪＡＦが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をＪＡＦが承認する。

第49条　開催地域区分と競技の構成

１．競技会の構成：

ジュニア選手権は、１つまたは複数の限られたコースで開催されるコースシリーズと、全日本カート選手権との併催も含め全国のコースで開催されるラウンドシリーズの２つから構成される。

１）コースシリーズの地域区分：

北海道地方－北海道全域

東北地方：青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

関東地方：新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県

中部地方：静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿地方：大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県

中国地方：岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県

四国地方：香川県、徳島県、高知県、愛媛県

九州地方：福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

２）ラウンドシリーズの地域区分：地域区分は設けない。

２．競技の構成：

１）コースシリーズ：

（１）１つまたは複数のカートコースにおいて１つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。

（２）１つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、原則、前項１の地域区分に限定される。

（３）競技の構成は、オーガナイザーが特別規則に定める。

２）ラウンドシリーズ

（１）競技の構成は、オーガナイザーが特別規則に定める。

第50条　得点基準

１．第３条３．１）および２）に定める部門：

以下を含み詳細は、当該部門の選手権統一規則に定める。

①得点基準表

②有効レース数

２．ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第43条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

３．得点合計の対象となるのは、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門レース合計数の75％（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。成立したレースが４回に満たない場合は、全得点を合算する。

第51条　競技番号の指定

前年のジュニア選手権の各部門１位の者が引き続き当該部門に参加する場合、当該選手権者に対して「１番」の競技番号を与える。それ以外の番号については、参加者の希望により、ドライバーの実績等を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年のジュニア選手権の各部門で１位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、あるいは使用を希望しない場合、当該競技番号は空番号となる。

第52条　ジュニア選手権の成立

選手権は、当該年度で各部門３レース以上開催されなければ成立しない。

第53条　本規定の施行

本規定は、2027年１月１日より施行する。